



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	N. W. シーニアの救貧法改革に関する見解〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	藤村, 哲史
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(経済学)
Dissertation Number	甲第13251号
Issue Date	2018-06-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/71223
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	Fujimura_Satoshi_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（経済学）

氏名：藤村哲史

審査委員

主査 教授 岡部 洋實

副査 教授 佐々木 憲介

副査 教授 橋本努

副査 教授（北海学園大学）森下宏美

学位論文題名

N. W. シーニアの救貧法改革に関する見解

本論文は、19 世紀前半にイギリスで活躍した経済学者シーニア（Nassau William Senior, 1790-1864）の救貧法改革に関する見解について考察したものである。イギリスでは貧困対策として、救貧法が 16 世紀から 20 世紀中頃まで施行されていた。救貧法は、17 世紀以降度々改正されたが、1834 年に成立した「新救貧法」は、経済学説史・思想史の分野において、とくに興味深い題材となっている。この新救貧法は、古典派経済学思想が反映された政策であり、受救貧民の被救済権を制限することで、競争的労働市場の創出を目指すなど、経済的自由主義の立場で考案されたものだったからである。新救貧法は、「1834 年王立救貧法調査委員会報告書」を基に制定されたが、この報告書を執筆した中心人物がシーニアであった。

シーニアはまた、もっとも早い時期に経済学方法論を論じた人物の一人であった。19 世紀前半のイギリスでは、経済学が自立した学問として形成されるのに伴って、その課題、基本前提、他の学問との関係などをめぐって、方法論的な反省が始まっていた。シーニアは、J.S.ミルと並んで、いち早くそうした問題に取り組んだ経済学者であった。しかし、シーニアの救貧思想と経済学方法論は密接に関係していたにもかかわらず、これまではほとんど考察されないままであった。この関係を明らかにすることにより、従来の研究の空白を埋めるとともに、新救貧法の知的背景について新たな光を投じたのが本論文である。

第 1 章では、旧救貧法の変遷およびシーニアの旧救貧法に対する評価が考察される。旧救貧法の代表として、エリザベス救貧法、定住権法、ナッチブル法、ギルバート法、スピーナムランド制度が取り上げられる。とくに、定住権法に対しては、労働市場の創出を阻害するものとして、またスピーナムランド制度に代表される賃金補助制度に対しては、労働者の勤労意欲を減退させるものとして、批判の対象になっていたことが示される。第 2 章では、1834 年報告書が、シーニアの経済学方法論に基づいて執筆されたものであったことが明らかにされる。シーニアは、演繹法の重要性を指摘しながら、1834 年報告書を執筆するさいには、イギリス全土で実態調査を行っていた。このことから、シーニアの理論と実践における経済学方法論の整合性が問題になっていたが、本稿では、シーニアが収集し

た事実を経済学の理論の光に照らして解釈していたことが述べられる。第3章では、ワークハウスに関するシーニアの見解が考察される。ワークハウスは、受救貧民の処遇を独立労働者の指定生活水準よりも低い水準で行うという劣等処遇の原則に則るものであったから、非人道的であると非難されていた。しかしシーニアは、貧民救済手段として、ワークハウス収容が有効であることを主張し続けた。そこで第4章では、その主張の根拠が考察される。ワークハウス収容を適用することで受救者が勤勉になり、自ら労働市場へ出ようとするに至るメカニズムを、シーニアが人間の欲求の観点から考察していたことが示される。最後に第5章では、シーニアの教育思想を明らかにすることで、教育を通じて最終的に貧困問題を解決することができるかと彼が考えていたことが示される。

本稿の第一の功績は、シーニアの救貧法改革に関する見解を、その方法論と結びつけて考察したことにある。シーニアは、経済学者の役割を、政治家が設定する目的に対して、手段を提案することであると考えていた。シーニアにとって、経済学は統治のアートの補助科学の一つであり、目的を目指す統治のアートに対して、富に関する手段を提案することが、その役割であった。シーニアが救貧法改革に臨んで、政治家が提出した目的に対して、それを達成するための具体的な手段を提案したことが、本稿での考察によって明らかにされた。

第二に、新救貧法の制定において、経済と道德の関係が重視されていたことが明らかにされた。シーニアは、貧困対策のためには、貧民の勤勉・先見の明といった道德性を引き上げることが必要であり、そのために、劣等処遇の原則が必要であるという提案を行った。劣等処遇の原則が意図することは、独立労働者にならない限り、厳しい生活をワークハウス内で行わせるということであったが、そのさいシーニアが想定していたのは、多様性の欲求および優越の欲求に従って、自ら労働市場で生活の糧を獲得するべく動機づけられる人間であったこと、この点が明らかにされた。

以上のように本論文は、経済思想・経済学方法論の視点から新救貧法研究に新たな光を投じた成果であり、審査委員は全員一致で、博士（経済学）の学位を授与するに値すると判断した。